

## 呉市一般貨物自動車運送事業者等交付金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格高騰により、業務に支障が生じている呉市内の一般貨物自動車運送事業者等の負担を軽減し、事業継続と地域物流の維持を図るため、一定の要件を満たす一般貨物自動車運送事業者等に呉市一般貨物自動車運送事業者等交付金（以下「交付金」という。）を支給することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付金の支給対象者)

第2条 交付金の支給対象となる者（以下「交付事業者」という。）は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 呉市内で一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送業を営み、呉市内に事業所等を有する中小企業者又は小規模事業者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者
- (4) 公的資金の交付先として社会通念上適正であると市長が認める者

### (交付金の支給対象)

第3条 交付金の支給対象は、前条に定める交付事業者が、自ら所有又は使用する、次に掲げる全ての条件を満たす自走する車両（以下「交付車両」という。）とする。

- (1) 自動車検査証の自家用・事業用の別が事業用（自動車登録番号標（ナンバープレート）の背景色が緑色又は黒色）であること
- (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が呉市であること
- (3) 令和4年6月1日及び交付金申請のいずれの時点においても所有又は使用していること
- (4) 二輪車等でないこと

### (交付金の額)

第4条 交付金の額は、交付車両の自動車検査証に記載された最大積載量に応じ、次のとおりとする。

最大積載量	交付金の額
4,500キログラム未満	1台につき30,000円
4,500キログラム以上6,500キログラム未満	1台につき50,000円
6,500キログラム以上	1台につき90,000円

### (交付金の支給申請等)

第5条 交付金の支給を受けようとする交付事業者は、呉市一般貨物自動車運送事業者等交付金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書等」という。）に次に掲げる書類を添えて、原則、令和5年3月30日までに、市長に交付金の支給申請等をしなければならない。

- (1) 交付車両一覧（様式第2号）

- (2) 交付車両の自動車検査証の写し
- (3) 市税の滞納のない証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- (5) 交付金振込先の金融機関の通帳の写し

2 交付事業者は、交付車両1台につき1回のみ、交付金の支給申請等を行うことができる。

（交付金の支給決定等）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、呉市一般貨物自動車運送事業者等交付金支給決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、交付金の支給申請をした交付事業者に、交付金の支給決定及び額の確定を通知するとともに、交付金を支給するものとする。

2 市長は、申請者が第2条の要件を満たしていない場合又は次条第1項各号のいずれかに該当する場合は、交付金を支給しない旨の決定をし、呉市一般貨物自動車運送事業者等交付金不支給決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付金の不支給又は支給決定の取消）

第7条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金を不支給とし、又は決定した支給を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の支給を申請したとき
- (2) 交付金の支給決定の内容に不服があるとき
- (3) 偽りその他不正の手段により交付金の支給決定を受けたとき
- (4) 交付金の支給決定の内容に違反したとき
- (5) 規則や本要綱の定めに違反したとき

（交付金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により交付金の支給の決定を取り消したときは、既に交付金が支払われているときは、規則第19条の規定により、期限を定めてその全額の返還を命ずるものとする。

2 交付事業者は、前項の交付金の返還を命じられたときは、速やかに交付金を返還しなければならない。

（報告及び検査）

第9条 市長は、本事業の適切な実施状況等を確認するため、交付金の支給決定を受けた者に対し、必要な報告や資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、交付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月10日から施行する。